

## 離婚協議書

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）は、以下のとおり合意した。

第1条 \_\_\_\_\_及び\_\_\_\_は、令和\_\_年\_\_月\_\_日、協議離婚すること及び\_\_\_\_が離婚届を提出することに合意した。

第2条 \_\_\_\_\_間の（長男・長女）\_\_\_\_（令和\_\_年\_\_月\_\_日生）の親権者を（母・父）である\_\_\_\_と定め、\_\_\_\_において（長男・長女）を監護養育する。

第3条 \_\_\_\_は、\_\_\_\_に対し、前項記載の子の養育費として、月額\_\_万円を、令和\_\_年\_\_月\_\_日から同人が満20歳に達する日が属する月までの間、毎月\_\_日限り、\_\_\_\_名義の\_\_\_\_銀行\_\_\_\_支店の普通預金口座（口座番号\_\_\_\_）に振り込む方法により支払う。振込手数料は\_\_\_\_の負担とする。

第4条 \_\_\_\_と\_\_\_\_は、前項記載の子の入学・進学・事故・病気等の特別な出費を要する場合には、その負担につき互いに協議して定める。

第5条 \_\_\_\_は、\_\_\_\_が前項記載の子と月に\_\_回、面会交流を実施することを認め、その日時・場所・方法等については、子どもの福祉に配慮して、\_\_\_\_と\_\_\_\_が協議して定める。

第6条 \_\_\_\_は、\_\_\_\_に対し、本件離婚に伴う財産分与として金\_\_万円の支払義務があることを認め、これを、令和\_\_年\_\_月\_\_日限り、\_\_\_\_名義の\_\_\_\_銀行\_\_\_\_支店の普通預金口座（口座番号\_\_\_\_）に振り込む方法により支払う。振込み手数料は\_\_\_\_の負担とする。

第7条 \_\_\_\_と\_\_\_\_は、本日、日本年金機構理事長に対し対象期間にかかる被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を0.5とする旨合意した。

第8条 \_\_\_\_\_及び\_\_\_\_は、本件に関し、本条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

以上の合意の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各自1通ずつ保有する。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

【甲】住所

署名 印

【乙】住所

署名 印

※養育費・財産分与・慰謝料等の支払いを伴う合意をした場合は、離婚公正証書を作成して下さい。